

ケアサービスにおける官・民・家族の役割分担に関する理論的検討

— 「公的負担の公平性」を中心に

比較教育社会学コース 角 能

Theoretical study about role sharing between public, private, family sector

Focusing on fairness on public burden

Department of Social Sciences in Education

Kado Yoku

This paper analyzes theoretically role sharing between public, private, family sector.
Above all, this paper focuses on fairness on public burden on welfare state.
And, this paper distinguishes between which sector people want to use and for which sector they support to expand government expenditure.
In addition, from the view of what image they hold in their mind about three sectors, fairness on public burden is analyzed on this paper.
Finally, four welfare state models, 'large-scale welfare state model', 'welfare state asking for self-responsibility model', 'calculative welfare state model' and 'generous welfare state model'.

目 次

- 1 はじめに・・・1
- 2 先行研究の検討・・・2
- 3 官・民・家族の役割分担における「制度への支持」・・・4
【1】家族と家族外セクター（官・民）の役割分担意識・・・4
【2】官・民の役割分担：民間セクターの福祉をどうイメージするか？：「市場の失敗」と役割分担・・・8
- 4 公的セクターによる福祉についてのイメージと官・民の役割分担意識：「政府の失敗」と役割分担・・・8
- 5 家族による福祉についてのイメージと「制度への支持」：「家族の失敗」と役割分担・・・11
- 6 まとめ・・・13
- 7 今後の課題・・・14

1 はじめに：問題関心

本論文では、ケアサービスである高齢者介護を中心に、福祉における官（公的セクター）・民（民間セクター）・家族の役割分担の問題に関して、選好が異なる

者同士の水平的な次元での「福祉における公的負担の公平性」という部分に焦点を当てて理論的検討を行う。また、教育においても、近年、財源の制約や説明責任、家庭の教育の責任が喧伝されており、これらのバランスを考える上でも、この「官・民・家族の役割分担」という視点は重要であるように思われる。

2000年に介護保険制度がスタートしたが、65歳以上の人口比が20%を越え、少子高齢化が進行している。そのような状況で、以下の3点の問題が生じ、相互に矛盾する状況を招いているように思われる。一点目が「財政赤字」の問題である。制度施行以降、年々介護保険からの給付が増え、財政赤字も拡大していることから、高齢者介護をはじめとした福祉サービスにおいては受益と負担のバランスが課題になっている。このため、介護保険サービスの利用に際して、利用者の窓口負担割合の引き上げや保険料の引き上げも議題に上っている。

二点目は、福祉サービスにおける「アクセスの平等」の問題である。今、さまざまな分野で所得格差の問題が取り上げられている。そして、福祉サービスにおける公的負担を減らし、受益と負担の連動を志向して保険料の増大や利用者の自己負担を増やした場合、低所得層の福祉サービスへのアクセスの平等が妨げられる

可能性も指摘されている。実際に介護保険制度においては、このことも踏まえて、保険料は所得水準に応じて多段階性が設けられており、低所得層には一定の保険料の減免が行われている。

三点目は、福祉サービスにおける「公的負担の公平性」の問題である。ここでの「公的負担の公平性」とは、あるセクターによる福祉サービスへの負担者とそれに伴う受益者が異なることに起因して発生する可能性のある問題である。現行の介護保険制度においては、介護保険指定業者から受けたサービスには給付が行われるが、家族によって行われた介護に対しては給付が行われておらず、この点がドイツの介護保険制度との相違となっている。そのため、先行研究においても、家族によって行われた介護と介護保険指定業者（すなわち官民によって提供された福祉サービス）を利用した者との負担をめぐる公平性の問題を指摘するものが多く見られる。さらに、2005年の介護保険制度改正時には、施設において介護サービスを受ける場合、滞在費であるホテルコストおよび食費は利用者の自己負担となった。これについても、居宅で介護サービスを受けたり行ったりしている者との負担の公平性に配慮したものである、ことが指摘されている。（田近・油井2003）すなわち、これらの事例においては、それぞれ家族で介護を行っている者、居宅で介護サービスを受けたり行ったりしている者は、自らが利用していないサービスのために公的負担に協力していることになる。また、現行の介護保険制度においては、多様な介護におけるニーズに応えきれない可能性を指摘した先行研究（平岡1999など）も見られるが、多様な介護へのニーズを介護保険に組み込む場合、上記の財源に起因する受益と負担のバランスの問題、さらには「公的負担の公平性」の問題をさらに誘発する可能性がある。Pierson2002は、今日の福祉国家再編の流れの中で、費用抑制という課題に加えて、社会的給付の今日的な需要に応えるために、「消費者の需要への応答」や「新たなプログラムの創設」の動きが、社会民主主義型や保守主義型福祉国家において、特に見られることを指摘している。しかし、「新たなプログラム」に対する需要が多様である場合、国民は、「自分の直接の希望に見合わない需要に対する公的負担にどの程度理解を示すか？」という点で、「公的負担の公平性」の問題が課題になる。

以上をふまえると、「財政再建」の問題、「アクセスの平等」の問題、複数の異なるセクターを利用する者相互の「公的負担の公平性」が矛盾する可能性を秘め

た状況にある、といえる。つまり、従来の官・民の介護保険指定業者に加えて、家族によって行われる介護に対しても介護保険から給付を行い、利用者自己負担を抑制した場合、「公的負担の公平性」の問題は緩和され、「アクセスの平等」の問題も緩和される可能性が高いが、財政負担が大きくなり、「財政赤字」の問題が浮上する。逆に、財政再建を志向して、利用者自己負担を引き上げたり、利用限度額を引き下げた場合、「アクセスの平等」の問題が浮上し、他方で財政再建と「アクセスの平等」の問題を両立させるために、低所得者への減免等の措置を拡大したり、一部のサービスのみ給付を限定したりすると、「公的負担の公平性」の問題が生じる可能性がある。

以上から、本論文では、社会学では相対的に検討されることの少なかった、福祉の官・民・家族の役割分担における「公的負担の公平性」に焦点をあてて、考察を行う。ただし、本論文では、「世代間の公的負担の公平性」や「家族、世帯内での福祉サービスに関する意見の相違」については分析の対象とせず、公的セクター（官）、民間セクター（民）、家族セクター（家族）、利用者相互の公的負担の公平性の問題のみを検討する。

2 先行研究の検討

介護保険制度がスタートする以前から、高齢者介護に関する実証研究は膨大な量のものが蓄積されてきた。しかし、これを理論的に再検討する作業が後回しにされる傾向にあったのも事実である。介護保険制度のスタート直前期やスタートした直後は予測の意味も含めて、介護保険制度の理論的な再検討が数多く行われたが、一定年数が経過して、上記の問題が噴出した現在、再度理論的な検討を行う必要が生じているように思われる。他方で、福祉国家に関する類型研究は、海外からの輸入も含め多くの理論の蓄積が見られる。E・Andersen1999を中心に福祉国家における官・民・家族の役割分担に関する理論が多く輸入され、また国内においても武川1997が、従来の官・民の役割分担に偏った福祉国家の理論に、「家長一脱家長」という家族セクターの存在を考慮に入れ、女性の就労まで視野に入れた理論を提起している。しかしながら、以下の三点の問題が依然として存在しているように思われる。一点目は個別分野での実証研究の蓄積と福祉国家の類型論に関する理論研究が乖離して進み、特に前者において福祉国家全体のどこに個別の福祉サービスが位置付くのか、という観点を理論化する作業が後回しにさ

れる傾向である。

二点目は、「制度と、家族も含めた実際の福祉サービスとの乖離の可能性」への視点が看過される傾向である。つまり、高齢者介護をはじめとした個別の福祉サービスに関する実証研究の多くは、制度から福祉サービスを利用している者の価値意識への影響を無自覚に前提としてしまう傾向にあり、他方で福祉国家に関する類型論は、官・民・家族の役割分担に関する福祉制度から国民の福祉サービスに関する価値意識を自動的に導き出す傾向にある、という問題点を生み出している。しかしながら、「実際の制度における官・民・家族の役割分担の設定」と、「国民の福祉サービスにおける官・民・家族の役割分担に関する意識」とは同一のものではない。(藤崎1992) Luhmann1981は、「ひとは補償をもちいた一定の経験があると、補償を普遍化し」、社会保障規模の拡大が、さらに国民の社会保障への需要を誘発する可能性について言及したが、このような「垂直的な次元での制度から個人の福祉への意識に関するベクトル」だけではなく、役割分担という「水平的な次元での制度から個人の福祉への意識のベクトル」に関する考察が求められる。特に制度の存在を国民がどのように受け止め、また財源や負担等の制約を除いた場合、国民がどのような官・民・家族の役割分担を希望しているのか、を実証的に考察し、また理論化していく作業が不可欠になる。

三点目は、福祉国家の類型論においても、「個人の選択する福祉サービス」(個人の選択)と、制約がなかった場合に「個人が利用を希望して、選好する福祉サービス」(個人の選好)、そして「個人が制度的に支持する官・民・家族の役割分担制度」(制度への支持)の3者が混同される傾向にあり、少なくともこの区別が明確には理論化されてこなかった点である。特に後2者の混同が多くの先行研究において見られた。「混合福祉」(Rose1986)の概念などで、官・民・家族という3セクターが福祉において相互に背反的な存在ではない点が提起されてきた。また、Johnson1999によって「民間セクターの利用者が公的セクターをも必要としている事例」や、松原1992やRose1986によって、官・民・家族はそれぞれ機能が異なり、目的に応じてそれぞれのセクターを個人が使い分けている可能性が指摘されてきた。しかし、「どのセクターにウェイトを置いて活用するか？」は各個人において相違が大きく、特に財政支出による制度的・公的な負担を伴い、「公的負担の公平性」について検討する場合は「家族中心に介護を行い、補足的に公的セクターを活用するケース」と「家

族が就労しており、公的セクターによる介護が中心になり補足的に家族による介護を行うケース」では、ウェイトの置き方が大きく異なり、いずれの種類の役割分担を想定した介護制度を設計するか、によって公的負担の配分は大きく異なる。さらに、「それぞれのセクターが機能的に異質なものではなく、同質的かつ競合関係にある、」と想定する者がいる場合も考えられる。

まず、「個人の選択」と「個人の選好」の混同については、「実際に個人が利用している福祉セクター」と、「制度をはじめとした制約がなかった場合に個人が利用を希望する福祉セクター」は異なる、という点である。家族社会学においてはジェンダー、性別役割分業、家父長制などの視点から、「潜在的に官・民の介護セクターの利用を希望しながら、これらのセクターの供給の不足によって、家族で介護を行わざるを得ないケース」については、「個人の選択」と「個人の選好」のずれの可能性についての理論化が進んできた。(たとえば下夷1998) また、配偶者控除や世帯単位の年金制度による女性の就労抑制の可能性を指摘した先行研究も多く見られる。さらに、従来はどちらかといえば男性の市場での圧力に焦点を当ててきた「商品化」(Andersen1990)の概念が女性にも視点が向けられることによって、女性が家庭での福祉提供を希望しながら就労を迫られるケースに焦点を当てた理論や実証研究も増えてきた。とはいえ、依然として多くのフェミニズムによる家父長制の理論においては、女性の家庭での介護への志向が無意識の内に性別役割分業規範を内面化している可能性が指摘されているものの、女性が家庭での介護を希望すれば、家庭での介護が行えるかどうか、明確化されない傾向にあり、「個人の選択」と「個人の選好」が混同される傾向にある。

また、「個人の選好」と「制度への支持」の混同については、意識調査等から、「個人の選好」を抽出し、それを「制度における官・民・家族の役割分担への支持」と同一視してしまう、という傾向が見られる。しかしながら、「個人が、あるセクターにおける福祉サービスの重点的な利用を希望すること」と、「制度面においてどのセクターによる福祉サービスに対して重点的に公的負担を行うことを支持するか」とは、理論的には同一の事ではない。特に独居世帯の要介護老人への公的支援を社会的課題である、と当該個人が認識している場合は、自らが家族による高齢者介護を行っていて独居世帯でなくとも、これらの独居世帯の高齢者介護に関して公的負担の拡大を支持する可能性が考えられる。

しかしながら、「個人の選好」と「制度への支持」の

乖離の問題を、「社会的課題としての認識」や「寛容性」の次元だけでは解釈できない。介護のような、将来の動向を予測することが困難であると個人が認識しがちな問題の場合は、セーフティネットとして、「個人の選好」とは別のセクターに公的負担が行われることを支持する可能性が存在するからである。実際、社会保険方式が用いられる理由として多くの先行研究が、このような「リスク認知」の問題を指摘している。

前章で述べた「公的負担」の問題を考える際には、以上の点を踏まえる必要である。つまり、「多くの者が選好するセクターによる福祉サービスとは別のセクターによる福祉サービスに公的負担が行われる」＝「必ず公的負担の公平性の問題が生じる」ではないのである。先行研究が、2点目の「制度と国民の福祉サービスにおける価値意識との相互作用の理論化」を看過する傾向にあったことも相俟って、この「利用希望者が限られるサービスへの公的負担の集中」と「公的負担の公平性の問題」を等置してしまう傾向にあった。しかし、たとえ利用希望者の少ないセクターによる福祉サービスへの公的負担の集中であったとしても、そのことが社会的課題であると多くの国民から認識され、制度的に支持されたり、またはリスク認知とそれへのセーフティネットの意識の観点から制度的に支持される場合は、「公的負担」における国民の不公平感は緩和される可能性が高く、「公的負担の公平性」は緩和される。よって、「公的負担の公平性」の問題を考える際には、「個人の選好」と「制度への支持」のいずれの可能性をふまえておくことは必要不可欠になる。

以上をふまえて、以下、3節【1】では、自分の家族についてのリスク認知、【2】では、民間セクター、特に「市場の失敗」についてのイメージである「民間セクターについてのリスク認知」、4節では、公的セクター、「政府の失敗」についてのイメージである「公的セクターについての現状認識」、5節では、「世間全体での家族」についてのイメージである「家族についての現状認識」、「家族の失敗」についてのイメージとの関連から、「制度への支持」について検討し、6節で、「自分の選好するセクター」と「自分の選好しないセクター」についての役割分担の観点からまとめの検討を行う。

3 官・民・家族の役割分担における「制度への支持」

【1】家族と家族外セクター（官・民）の役割分担意識

本節では、家族による福祉と官民のセクターによる

福祉供給による家族負担の緩和、というモデルについて検討したい。ここでは、官と民の区分は行わず、家族による福祉供給とそれ以外の家族外のセクターからの公的負担による福祉供給、というモデルを想定したい。

先述したように、家族社会学におけるジェンダー理論等では、「個人の選好」と「制度への支持」を等置する傾向にあった。そのため、「家族による福祉を選好する者は、制度においても官・民のセクターによって提供された福祉サービスに対して、公的負担が行われる事に対して、相対的に否定的な意識を持つ傾向にあるのか否か？」ということが不問に付される傾向にあった。

ここで着目したいのが、「個人の福祉に関するリスク認知」と「官・民の福祉セクターへの公的負担拡大の支持」の関連である。Rawls1971は、自らの利害がわからない状況を「無知のヴェール」と命名し、このような状況において、自己の利害と公益が同時に追求される、と概念化した。しかし、現実には、個人によって家族関連のリスク認知の状況には相違が存在する。家族に関して、高いリスク認知が抱かれている場合や先行き不透明である、とするリスク認知が得られている場合、家族外のセクターによる公的負担を伴った福祉への支持は、「社会的課題である、と認識されている可能性」と同時に、「自らの家族に関するリスク認知の高さ」あるいは「不透明性」という状況から、セーフティネットとして、「家族外セクターに対する公的負担の拡大を求めている」可能性も存在する。Rawlsの「無知のヴェール」の概念における個人を越える視座の弱さ（広井1999）が指摘されているが、福祉サービスの公的負担への志向性の問題においても、個人のリスク認知の問題と同時に、『個人を越えた「社会的課題」を国民がどう認識しているのか、』という視点も踏まえた分析が必要になってこよう。

以上をふまえて、家族中心の福祉を選好する者の、「家族リスクの認知」と「政府の福祉提供責任」という「制度への支持」についての下記のモデルを提起する。なお、ここでは家族によって行われた福祉には公的負担が行われず、という、現行の介護保険制度と同様の想定をしている。

まず、縦軸としては「家族リスク認知大」と「家族リスク認知小」という対立軸を設定している。これは、多くの社会保険制度に関する先行研究で指摘されてきた論点である。また、前者の「家族リスク認知大」には、「家族のリスク認知が不透明」というRawls1971が提起

した「無知のヴェール」に近い概念も含まれている。さらに高齢者介護に関する多くの先行研究では、「三世同居の減少」などによって、家族による福祉の提供が困難になっている現象も指摘しており、これについても広義の、「家族による福祉提供に関するリスク認知」である、と考えられる。横軸は「政府の福祉提供責任があるか？否か？」という対立軸であり、家族を補完する、あるいは代替する選択をして、官あるいは民という家族以外のセクターによる福祉を受ける機会が政府によって保障されているか、否かという対立軸である。この対立軸についても、先述した武川1997の「家父長一脱家父長」の軸をはじめ、「女性の家庭への依存、従属」との関連で、多くの福祉国家理論や家族社会学の先行研究で指摘されてきた。また、多くの高齢者介護の分野の先行研究においても家族以外の高齢者の受け入れ先の少なさ、としてこの対立軸は考慮されてきた。

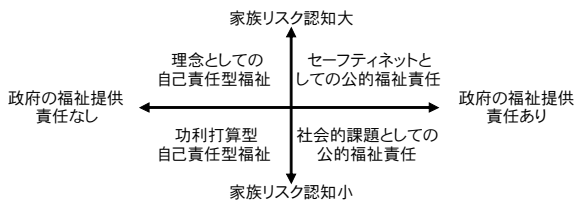


図1

第一象限の「セーフティネットとしての公的福祉」とは、家族による福祉を受けられなくなる、あるいはそうなるかもしれない、という「家族リスク認知」から、元来は家族による福祉を希望しながら、「セーフティネットとして公的負担を通じた家族以外の官・民セクターによる福祉の拡大を求める」ということを想定している。「脱家父長制」(武川1997)においては、家族による福祉の供給サイドに焦点を当ててこのモデルが提起されていたが、ここでは家族によって福祉を受けるサイドにとっての「セーフティネット」という視点も加味されている。第二象限の「理念としての自己責任型福祉」は、家族や個人のリスク認知が大きくなれば通常公的負担を通じた家族以外の福祉の提供を求めるが、これを否定して公的給付を受けずに自己責任によって福祉を受ける、あるいは家族責任によって福祉を行ったり受けたりすることを想定したモデルである。第三象限の「功利打算型自己責任型福祉」は、上記の「家族リスク認知」に遭遇する可能性が低いと認識していることから、官・民という家族以外のセクターによ

る福祉の提供のための公的負担に自己の利益を見出さず、これに対して否定的な意識を持つ者の存在を想定した。第二象限や第三象限は、フェミニズムによって「家父長制」意識の浸透、として解釈されてきたモデルである。また、介護保険等における、家族による介護を行っている者との間での「公的負担の公平性」に言及した先行研究の多くは、このモデルの存在を想定していた、といえる。第四象限の「社会的課題としての公的責任福祉」は、第三象限同様に、「家族リスク認知」が低いことから、家族以外のセクターによる福祉の供給に公的負担が行われることに自己の直接的な利益は感じないが、社会的課題として、「家族リスクの高い者のために、家族以外の福祉セクターの提供に公的負担が行われる必要がある。」と感じ、これの拡大を支持する者の存在を想定した。自己の直接的な利益を感じない部分への公的負担も支持し、「個人を越えた視座」(広井1999)が存在する点が第三象限との相違である。「脱家父長制」モデルは、「この象限においても、家族外のセクターによる福祉提供への公的負担」が「制度的に支持されているか、どうか？」にまで言及していなかった。渡辺1992は、「選択可能な状況で、家族による当該行動が選択されてはじめて家族規範の多様化が進行しているといえ、選択不可能な状況で、家族による当該行動が選択されても、家族規範の多様化が浸透している、とはいえない」ことを指摘しているが、これは、この「家族と家族外セクターによる福祉の役割分担」についても該当し、リスク認知が小さく、家族による福祉が供給可能な状況の者からも、家族外セクターによる福祉の提供が「制度的に支持」されてはじめて、「社会的課題として家族外セクターによる福祉の提供」が「制度的に支持」された、といえる。ただし、この四象限のモデルは、あくまでも「自分の家族」による福祉の提供に関する「リスク認知」のみを考慮している点で限界が存在する。第5節で後述するが、自分の家族以外の「世間全体での家族による福祉提供の状況」に関する認識、すなわち、「家族によって提供される福祉のイメージ」が、これらの「家族外のセクターによって提供された福祉への公的負担」への「制度的支持」を左右する可能性も考えられるからである。

次に、この文脈で考慮する必要があるのが、図1のモデルでは考慮しなかった、「家族によって行われた福祉への公的負担に関する支持」である。Iriichをはじめとする先行研究においては「女性の家事労働の金銭的価値の評価」によって、価値を上昇させることができる、という指摘が行われると同時に、世帯単位の年金

制度のように被扶養者の存在を考慮した制度、言い換えれば家族による福祉提供への公的負担が「女性の就労を抑制する問題」としても指摘されてきた。以上から、次に「家族による福祉にも公的負担が行われる」という可能性を考慮したモデルを提起したい。横軸は、図1と同様に、家族外セクターによる福祉の供給を指している。縦軸については、「家族福祉への公的給付の拡大か？家族福祉への公的給付は不要か？」という、「女性の就労の抑制」という点では「家父長化か脱家父長化か？」、市場からの家族のセーフティネットという点では「脱商品化か、商品化か？」、エコフェミニズムの観点からは、「家族による福祉における愛情などの『女性性』を金銭的に積極的に評価するか否か？」という観点からの対立軸を設定したい。これはFrazer1997によって提起された、家族内のケア提供者にも給付を行うことによって稼ぎ手とケア提供者を対等の立場にする、という「ケア提供者対等モデル」の視点にも該当する。

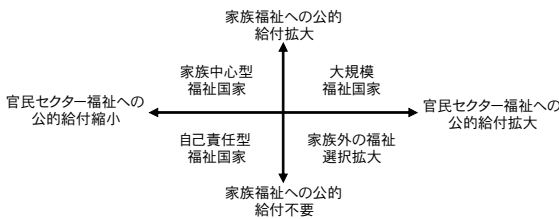


図 2

第一象限の「大規模福祉国家」は、官・民という家族以外のセクターと家族による福祉の双方に対して公的負担が行われ、財政支出が拡大する状況を想定している。ここでは、家父長化による女性の就労の抑制の可能性と脱家父長による女性の就労の拡大の双方の可能性が同居しているが、相対的には、家族による福祉が選択肢の一つ、として位置づけられ、選択肢が拡大することになり、「個人がどのセクター中心の福祉を希望するか？」という「個人の選好」の分布を見るには、最も適したモデルであろう。また、この政策モデルは下夷1998において指摘されたような、「福祉政策の個人化の側面を評価しつつも生活基盤としての家族を視野に入れた」政策モデルではあるが、小林2003によって指摘されたように、「制度が扱う個人や家族」と「実際の福祉サービスの利用における個人や家族」が必ずしも一致せず、前者から後者が予測しづらいモデルでもある。第二象限の「家族中心型福祉国家」は、家族に

よって提供された福祉には公的負担が行われるが、家族以外のセクターによって提供された福祉には公的負担が行わないことから、先述した、「家族による福祉を希望しながら家計の制約から就労を選択し、家族外セクターを活用せざるを得なかった者」の一定割合が、家族外セクターの活用から家族による福祉の提供に流れることが予想され、「家族による福祉が中心」となる福祉国家像を想定している。配偶者控除や世帯単位の年金制度はこのモデルに該当するといえるが、ここでは公的給付を伴うことにより世代内での即時的な所得再分配の要素が強い点で、この第二象限は、かつて、大平正芳首相が提起した「日本型福祉社会」(＝家族による福祉提供で財政支出の削減を行う)においては想定されていなかったモデルであろう。ただし、このモデルは「家族への支援の論理が、福祉の家族役割の固定化をもたらしうる」(藤崎2000)点もある。第三象限の「自己責任型福祉国家」は、いずれのセクターによる福祉提供に対しても公的負担が縮小されることから、家族による福祉を選択する場合は家族責任が、家族以外のセクターを活用する場合は自己責任・受益者負担が求められるモデルである。「日本型福祉社会」はこれに類似している。ここでは、女性に関しては、家計の不足から就労を迫られる、という点では「商品化」される可能性があるが、官・民という家族外セクターへの公的給付の少なさからサービスの利用の抑制ひいては就労を抑制され、「家父長化」する可能性もある。家父長化と商品化の可能性が同居している点では、第一象限と同様であるが、公的給付を伴わないため、選択の余地が相対的に少ない点に特徴がある。また、以上の第二象限や第三象限は、河野2004によって指摘されたような、「所得によって、福祉の家族依存度が異なる事態を招来しうるモデルでもある。第四象限の「家族外の福祉選択拡大」は、「日本型福祉社会」において批判の対象とされてきたモデルである。つまり、官・民という家族以外の福祉に対して公的負担が行われることから、家族以外の福祉利用の選択肢が拡大し、家族による福祉から家族以外による福祉の活用に一定割合が流れることが想定される。そのための「財政支出の拡大」が「日本型福祉社会」論で批判の対象とされてきた。

【2】官・民の役割分担：民間セクターの福祉をどうイメージするか？：「市場の失敗」と役割分担

家族社会学における先行研究では、家族と公的セクターを中心にした役割分担に伴う、「家族による福祉

供給負担の軽減」や「家族による福祉提供という意識の変化」の可能性に焦点を当てたものが多く、官と民の役割分担に関する先行研究が少なかった、と言える。民間セクターにおける利用者負担の引き上げの問題にしても、家族の負担の増大との関連や低所得層の「アクセスの平等の阻害」との関連で理論化される傾向が多く見られた。つまり、前章で想定した、家族対家族外セクターという対立軸が前提とされ、官・民の相違そのものへの着目は少なかったように思われる。これには、福祉サービスにおいては、「完全な民営化は不可能であり」（武川2007）、「低所得層がそこからサービスを入手するのが困難である」（武川1999）という事情も関連していたのではないだろうか。たとえば Sainsbury1994によって提起された「稼ぎ手モデル」と「個人モデル」では、前者がケアを私的な領域において無償で提供されるモデルで後者をケアが公的な領域において有償労働で提供されるモデル、としている。しかし、このモデルは依然として家族セクターと家族外セクターの役割分担、という図式を前提としている。塩野谷2002においても、社会保障が「脱市場」「脱家族」の機能を果たし得ることが指摘されているが、家計の基盤としての「市場の失敗」についてはその可能性を読み取れるものの、福祉提供・役割分担における「市場の失敗」の問題や市場と家族の関連については明確に指摘されていない。ここでは家族セクターの存在を考慮しつつも、各国民が公的セクターと民間セクターをどのように位置づけ、官民の役割分担をどのように位置づけているのか、を理論的に再検討したい。

ここで、着目したいのが、「民間セクターの供給」に関するリスク認知言い換えれば「市場の失敗」についての認識が、官・民・家族の役割分担意識に与える影響である。家族中心の福祉を行うことを希望する者が個人や家族に関してより高度のリスク認知を抱いている場合を【1】で想定したが、ここで重要なのは、民間部門の供給不足というリスク認知（民間部門の倒産、参入不可能、自分の福祉へのニーズは手間がかかり社会全体では少ないニーズのため民間セクターは対応してくれないなど）である。家族外セクターが民間部門のみでは供給不足になる、というリスクを強く認識しているならば、公的セクター中心のサービスによって、家族福祉のセーフティネットを求める可能性が高くなる。従来は、福祉の供給サイドである民間セクターが抱くリスク認知（倒産や赤字の危険性）という観点から、民間セクターのリスクの問題は取り上げられてきたが、（角田2000など）福祉の需要サイドである国民

自身が民間セクターによる福祉供給のリスクをどのように考えるか、という観点からの考察も必要であろう。このように、家族中心の福祉を希望する者が、家族以外のセクターである官・民のどのような役割分担を制度的に支持するかは、官・民・家族の役割分担の中での「公的負担の公平性」の問題を考える上で不可欠であろう。

次章では、この、「民間セクターへのイメージ」である、「民間セクターの供給不足というリスク認知」に加えて、「公的セクターへのイメージ」である「公的セクターによる福祉についての現状認識」という要素も加えて、官・民の役割分担意識について、さらに詳しく検討する。

4 公的セクターによる福祉についてのイメージと官・民の役割分担意識：「政府の失敗」と役割分担

ここでは、「公的セクターによって提供された福祉に関する主観的な現状認識」と「官・民の役割分担」に関する「制度への支持」について検討したい。「制度への支持」を左右する要因として、家族との役割分担に加えて、現在提供されている公的セクターによる福祉サービスの状況をどう認識するかによっても左右されるからである。先行研究においては、近隣での対人関係や家族との同居・別居、友人関係などが、福祉サービスへの意識を左右すると想定されてきたが、「官・民の役割分担意識」という制度的次元での問題である「制度への支持」を考える場合には、制度の現状をどのように捉えるか、という現状認識にも左右される可能性が高い。ただし、この場合の「現状認識」とは、客観的な現状というよりも個人に知覚された限りのものである、と想定する必要がある。「個人の政治関心を規定するのは、厳密に言えば、客観的な政治対象の属性ではなく、個人に知覚された限りでの属性にほかならない」（直井1971）のである。

ここでは、「公的セクターの福祉の現状認識」、すなわち、「公的セクターによって提供される福祉についてのイメージ」言い換えれば「政府の失敗」についての認識と、今後の官・民の役割分担制度に関する希望を示す「制度への支持」の関連に着目して、下記のモデルを提起したい。

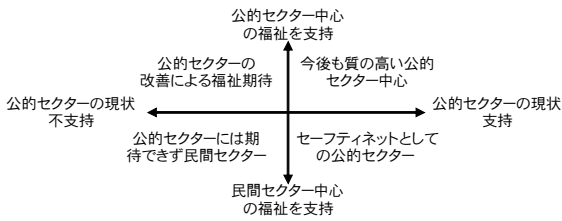


図 3

まず縦軸には、「公的セクター中心の福祉を今後希望するか？民間セクター中心の福祉を今後希望するか？」という Andersen1990によって提起された「商品化—脱商品化」の次元の、国民の「制度への支持」に関する対立軸を設定する。横軸は、「現在、公的セクターによって提供されている福祉サービスを評価するか？評価しないか？」という各種の意識調査で尋ねられてきた項目に関する対立軸を設定する。この縦軸と横軸は必ずしも同一の概念ではない。先行研究においても、公的セクターの福祉の現状への評価において、「消費者が、福祉国家のサービス提供者が自分たちから遠く離れた官僚的な存在だと気づき始め、公的サービスが非難されはじめた」(Stephens1994)ことが指摘される一方で、今後の役割分担への意識として、「特権的な社会階層が、福祉国家の舞台から退出し、私的サービスに向かう複数の動向」(Andersen1996)だけではなく、「公と民間の提供者との間で選択が認められることを好み、民間の提供者の方が必ずしも良いとは考えない」(Stephens1994)動向についても指摘されている。つまり、「今後どのようなセクター中心の福祉を希望するか？」と「現在の福祉セクターの現状をどう認識して評価するのか？」は同一の次元の事柄ではない。

第一象限の「今後も質の高い公的セクター中心」は、公的セクターによる福祉の充実を評価し、今後も公的セクター中心の福祉を希望する、というモデルである。このモデルの場合は、実証レベルにおいては、「複数の選択肢の存在」を認識した上での公的セクターによる福祉の選択なのか、「複数の選択肢の存在」を認識しない上での公的セクターによる福祉の選択なのか、が混同されており、この点を明確化した理論化が必要であろう。たとえば Andersen1999は保育サービスの事例を用いて、「供給が需要を作り出す」可能性があることに言及しているが、これは官・民の役割分担意識についても該当し、民間セクターの供給の拡大や存在の認知が、公的セクター中心の福祉という「制度への支持」を変化させる可能性もあるので、公的セクター中心福

祉への「制度的支持」という意識を、複数の選択肢の中に位置付けた考察が必要であろう。第二象限の「公的セクターの改善による福祉期待」は、公的セクターの福祉の現状には不満を持つが、公的セクターの現状を改善することによって、今後も公的セクター中心の福祉を期待するモデルである。言い換えれば、これは、「福祉国家を否認するというよりは、福祉国家の改善、あるいは福祉国家の充実」(武川 1999)を想定するモデルである。ただし、このモデルにおいては、民間セクターによる福祉に関する情報をどの程度持ち、公的セクター以外の福祉セクターという選択肢をどの程度意識しているか、という第二章で述べた問題に留意する必要がある。(福祉における「情報の非対称性」という多くの先行研究で指摘された観点にも通じる。)また、「民間セクター」の存在を意識するにしても、国民が、前節【2】で言及した、「民間セクターによる福祉供給に関するリスク認知」をどのように捉えているか?も考慮する必要がある。以上の「第一象限」や「第二象限」は、先行研究において「社会民主主義レジーム」として扱われてきた、官・民の役割分担モデルである。第三象限の「公的セクターには期待できず民間セクター」は、公的セクターと民間セクターが機能的に代替可能(松原1992)であることを前提にしたモデルであり、公的セクターによる福祉には期待できない以上、民間セクター中心の福祉を求める、というモデルである。これは最も強く「政府の失敗」を認識し、「市場の失敗」を最も弱く認識するモデルでもある。第四象限の「セーフティネットとしての公的セクター」は公的セクターと民間セクターが機能的に等価(Merton1958)ではなく、代替不可能であることを前提にしたモデルであり、たとえば多様なニーズに応える「民間セクター」と、前章で言及した民間セクターの供給能力等についてのリスク認知にも起因する「大規模かつセーフティネットとしての公的セクター」(Rose1986)という官・民の機能的な異質性を前提にしたモデルである。この「第三象限」や「第四象限」は前節の【2】で言及した、「民間セクターに関するリスク認知」、すなわち、「民間セクターについてのイメージ」にも左右されるモデルであり、この点で「公的セクターのイメージ」と「民間セクターのイメージ」の双方言い換えれば「市場の失敗についての認識」と「政府の失敗」についての認識の双方が取り込まれたモデルである、といえる。ただし、この場合に注意する必要があるのは、「機能的に等価と認識するか?等価ではないと認識するか?」は、「国民が自らの選好や制度への支持を決める際に、どの

機能を相対的に重視するか?)にも左右される, という点である。たとえば, セーフティネットという機能と多様なニーズへの応答という機能に均等にウェイトを置く場合は, 公的セクターと民間セクターは機能的に等価ではなく, 代替不可能なものである, と判断される可能性が高いが, 多様なニーズへの応答という機能には大きなウェイトを置くがセーフティネットという機能には小さなウェイトしか置かない場合は, 多様なニーズへの応答, という等価な機能によって一元的な座標軸によって公的セクターと民間セクターが評価され, 後者が優位である, と判断される可能性が高い。

水平的な官・民の役割分担に関しては以上のモデルを提起したが, いずれの象限においても, 「アクセスの平等」の観点から, 公的負担の拡大, 維持, 縮小の選択肢があることに留意する必要がある, 今後の課題としたい。つまり, 「高福祉高負担で民間部門中心供給」(神山2006)の可能性や「購入者と財政支出の分離」(駒村2004)も踏まえると, 第三・四象限いずれの場合も, 「アクセスの平等」から民間セクターの利用者への公的負担を求める「準市場」型と, 民間セクターの利用者は, 利用者自己負担で福祉サービスを受ける「市場」型の双方の可能性が考えられる。民間セクター中心の福祉供給が進んでも, 大きな公的負担を伴えば, 参入が見込める都市部では, それほど商品化が進まない可能性も高い。

5 家族による福祉についてのイメージと「制度への支持」: 「家族の失敗」と役割分担

福祉サービスにおける官民家族における役割分担に関する制度を考える時, 国民が制度支持への根拠として真っ先に想像するのは「家族による福祉供給」についての現状認識であろう。官民の保育サービスの供給への公的負担の拡大を支持する場合は, 「女性の就労」という現状をまず思い浮かべるであろうし, 高齢者介護に関してなら, 「三世同居の減少」という現状を想定するであろう。介護保険制定時に, 反対派の一部から出た, 「介護保険制度が, 家族による介護の美風を反対する」という制度への不支持にしても, 「家族が介護を行わなくなっている」という現状を思い浮かべて, 介護保険制度が家族による介護の衰退に拍車を掛けるであろう, という動向予測を行い, 根拠にした可能性もある。以上に通底するのは, 「家族の失敗」についての認識が, 福祉の公的負担への意識と結び付いている点である。(富永2001)

ここでは「家族による福祉についての現状認識」と「制度への支持」との関連を検討したい。3節【1】で言及した「家族のリスク認知」が, 「自分の家族の福祉供給についての現状認識」の側面であったのとは対照的に, ここでの, 「家族についての現状認識」は, 「制度への支持」の前提となる, 「世間全体の家族による福祉供給についての現状認識」「世間全体の家族による福祉についてのイメージ」である点に特徴がある。

ここで注意する必要があるのが, 家族における福祉供給への意志に関して, 同じ現状認識, イメージを持っていても, 「制度への支持」が異なる可能性が存在する, という点である。たとえば, 「家族の自発的な介護への意志が衰退した」, という現状認識を持っている場合も, 「家族の自発的な介護への意志が衰退した以上, 高齢者の介護は政府が責任を持って行うべきである」(①)というつながりと「家族の自発的な介護への意志が衰退した中で, 高齢者介護の責任を政府が担うようになると, 家族の自発的な介護への意志の衰退に拍車をかける。よって, 高齢者介護の責任は政府が担うべきでなく, そうすることによって家族に高齢者介護への責任を持たせるべきである。」(②)というつながりである。後者のつながりに関しては, 先述した介護保険制度不支持の議論において一部見られた。前者においては, 制度によって高齢者介護への意志が変わらない, もしくは明確化しない傾向が見られるのに対し, 後者においては制度によって家族の高齢者介護への意志が変化することが前提にされている。

以上をふまえて, 「家族によって提供された福祉に関する現状認識」と「政府と家族の役割分担」に関する「制度への支持」に関しては下記のようなモデルを設定する。

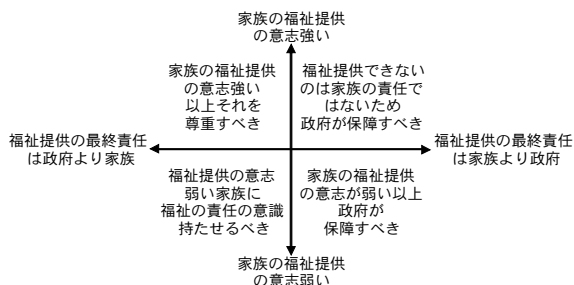


図 4

まず, 縦軸は, 「家族の福祉供給への自発的な意志があるか, 否か?」についての現状を国民がどのように認識しているか?」つまり, 「家族によって提供され

る福祉のイメージ」に関する対立軸である。家族社会学において、世代が下るにつれて、子供による老親介護の意志が弱くなっていることを指摘する先行研究が数多く見られる一方で、依然として家族による老親の介護を希望する意識は強く、職場と老親の居住地の間に、自らの居住地を選ぶことによって、空間的制約と介護への意志を両立させようとする「準近居型」(上和田2002)の存在、や「修正拡大家族」の可能性も指摘されている。そのため、家族による福祉の提供の有無に関わらず、「家族の福祉提供への意志」についてのイメージにおける対立軸を設定した。図1が自分の家族による福祉に関するリスク認知を想定しているのに対し、ここでの「家族によって提供される福祉についてのイメージ」は、単独世帯の者なども想定して、「世間全体での家族による福祉」についてのイメージである。横軸では、「福祉の提供に関して、どこまで政府が責任を負うべきか?」という対立軸を設定する。一方の極に「最終的に家族が責任を持って福祉提供の責任を負うべきである」というものを設定し、他方の極に、「家族が責任を負えない場合も想定して、政府は福祉提供に責任を負うべきである」というものを設定する。ここでの「政府は福祉提供に責任を負うべきである」とは、民間セクターによる福祉がある者のニーズを充足できない場合を想定して、政府が福祉セクターの供給を確保することで、図1の「政府の福祉提供責任あり」に相当する。

第一象限の「福祉提供できないのは家族の責任ではないため、政府が保障すべき」は、家族による福祉供給への意志は衰えていない、という先の現状認識を踏まえて、仮に福祉を供給できない場合も家族の責任ではなく、空間的な制約等によってそれが困難になっているため、政府が福祉を保障すべきである、というモデルである。第二象限の「家族の福祉提供の強い以上それを尊重すべき」は、家族による福祉提供の意志は衰えていない、という現状認識である点では、「第一象限」と同じであるが、第一象限よりも家族による福祉提供への意志があれば実際に福祉を提供することが可能である、と認識している点に特徴がある。そのため、極力、「家族が責任を負う方がよい」という「制度への支持」につながるモデルである。このモデルは「家族の失敗」を最も弱く見積もるモデルである。第三象限の「福祉提供の意志弱い家族に福祉の責任の意識持たせるべき」は、家族による福祉提供への意志が弱くなっている、言い換えれば以前と比べると、家族による福祉提供が可能な状況であったとしても福祉を進ん

で提供しなくなっている、という現状認識に特徴がある。また、政府が福祉提供という点で保障を行うと家族による福祉提供の意志の衰退に拍車をかける、という想定をしており、制度から家族の行動への影響力の大きさも前提としている。このモデルは「家族の失敗」と「政府の失敗」の双方を強く見積もる点にも特徴がある。第四象限の「家族の福祉提供の意志が弱い以上政府が保障すべき」は、家族の福祉提供への意志が弱くなっている、と認識している点では、第三象限と同じであるが、現状を踏まえて、政府が福祉を保障すべきである、としている点で第三象限と異なる。また第三象限では家族単位での責任、視点が強いのに対し、第四象限では個人単位での責任、視点が強く、高齢者が家族による介護を受けられない場合は、高齢者自身には責任がない、という価値判断に立っている点にも特徴がある。この「第四象限」は、家族による福祉提供が選択可能な状況にあることも踏まえて、「政府による家族外のセクターによる福祉提供の機会の確保」を「制度的に支持」しており、第三章で言及した渡辺の指摘も踏まえると、最も「脱家父長制」の価値観の浸透を裏付けるものである、と言える。

6 まとめ

以上において、介護を中心に福祉サービスの官・民・家族の役割分担における「公的負担の公平性」について検討してきた。

まとめとして、図5のモデルを提起したい。図5のモデルは、国民が、自分の利用希望の中心とする「選択セクター」と自分の利用希望の中心とはしない「選択外セクター」の、それぞれへの公的負担による公的給付をどのように「制度的に支持するのか」、についての組み合わせについてのモデルである。先行研究においては「官・民・家族の役割分担」という視点は見られたが、「自らが、重点的に利用を希望し選択するセクターによる福祉」と「自らが利用を希望しないセクターによる福祉」の間の役割分担という枠組みは理論的には明示化されてこなかった。

第一象限の「大規模福祉国家モデル」は自分の選択するセクターによる福祉にも自分が選択しない福祉にも公的負担が行われることを支持するモデルであり、財政支出の規模が大きくなることが想定される。先述した自分の家族や民間セクターをはじめ、自分の選択するセクターについての「リスク認知」等に起因するセーフティネットとして、「自分が選択するわけではな

い福祉セクター」の存在を求める場合などは、このモデルを想定できる。第二象限の「功利打算型福祉モデル」は、自分にとって公的負担に見合った利益のある、「選好するセクターによる福祉への公的負担」のみ支持し、自分が選好しないセクターによる福祉には、公的負担に見合った自己の利益が得にくいことから公的負担を支持しないことを想定したモデルである。この「功利打算型福祉モデル」において、「公的負担の公平性」の問題が生じる可能性が最も高い。また、このモデルの場合、選好するセクターが異なる者どうしは、「制度への支持」の相違だけでなく、第3章【2】から第5章にかけて言及した、「世間全体の傾向としての、それぞれのセクターによって提供された福祉についての現状認識」において相違が生じている可能性についても考慮する必要がある。第三象限の「自己責任型福祉モデル」は、自分の選好するセクターの福祉を自己責任で受益者負担によって利用したり、家族責任によって供給、利用したりするモデルである。「公的負担」の公平性は最も生じにくい、所得格差に伴う「アクセスの平等」の問題が最も生じやすいモデルである。第四象限の「寛容型福祉モデル」は、自分の選好するセクターへの公的負担は求めず、自分の選好しないセクターへの公的負担を支持するモデルである。一見、自らの利益にならない公的負担を強いられるモデルであるが、「自分自身は選好していないセクターによる福祉の確保」が社会的課題として認識されている場合は、このモデルも想定できる。

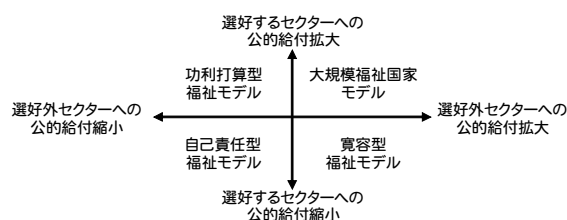


図5

以上より、図1から図5の流れを再考すると次のようになる。図1では、「自分の家族に関するイメージであるリスク認知」と「家族と家族外セクターに関する、公的負担を通じた役割分担意識」について論じた。図2では家族による福祉に対しても公的負担が行われる、という現代の日本では希薄なモデルを導入した。さらに図3では、「公的セクターによる福祉についてのイメージ」と「民間セクターによる福祉についてのイメージを加味した官・民役割分担意識」を提起し、家族に

よる福祉に対する代替的あるいは補完的な選択肢としてのこれらのセクターの役割分担意識の可能性について論じた。図4では、家族のいない単独世帯や家族による福祉と関係していない者の存在も考慮し、図1の「自分の家族」に加えて、「世間全体の家族」によって提供される福祉についてのイメージと「家族と家族外セクターによる役割分担意識」の可能性について論じた。これらの「自分の家族」「公的セクター」「民間セクター」「家族セクター」による福祉のイメージが、自らの選好するセクターを左右し、また「自らが選好しないセクターについてのイメージ」をも形成しうることから、「自らが選好し、重点的に利用を希望するセクター」と「自らが重点的に利用することを希望しないセクター」の間の役割分担意識の組み合わせを論じたものが図5である。

7 今後の課題

上記に取り上げた論点の検証に加え、「世代間の負担の公平性」や都市と地方自治体の格差に起因する「地方自治体」間の、「負担の公平性」の理論的、実証的検討も課題である。特に公的セクターは国によるものと地方自治体によるものの双方が含まれていることから、この区別を踏まえた理論的、実証的考察も今後の課題であり、民間セクターについても、介護をはじめ福祉においては多くの非営利部門が参入していることから、営利部門と非営利部門を分けた考察も必要であろう。また、「アクセスの平等」は、同時に受益と負担をめぐる「公的負担の公平性」の問題を招来しうることから、低所得層への減免措置等に起因する、所得階層間の「公的負担」の公平性の問題についての検討も、今後の課題としたい。

さらに、福祉においては、友人をはじめとしたインフォーマルセクターとの役割分担という視座も加味する必要もある。

最後に、「公的セクター」「民間セクター」「家族セクター」のそれぞれによって提供される福祉についてのイメージは、個人によって異なる可能性がある。先行研究では、家族＝愛、民間＝交換、政府＝権力、再分配というコミュニケーションメディアの存在を提起したもの（藤村1999）や、家族＝情緒、民間＝多様なニーズの充足、公的部門＝大規模な福祉、という役割分担を指摘したもの（Rose1986）など、多くの理論的貢献が見られるが、実際には必ずしも、これらのイメージを国民がそれぞれのセクターに抱いているとは限ら

ない。さらにこれらの理論はそれぞれのセクターの役割が機能的に異質で相互に比較することや代替することが不可能であることを前提にしているが、先述したように同一の座標で競合関係に置く、言い換えれば比較可能性を持ち、相互に代替可能なものと国民が考える可能性もある。またそれぞれのセクターに対して抱いているイメージの内、自らの選好する役割分担を考える際にどのイメージの福祉に最も重点を置くか、も個人間で大きく異なる可能性があり、さらに異なるセクターへの「公的負担」に対する支持を考える場合も、この「それぞれのセクターの福祉のイメージおよびそれをどの程度重視するか？」に左右される可能性がある。加えるに、本論文でも繰り返し言及したように、「自らの選好する役割分担」を決める時と、「制度的にどの役割分担を支持するか？」を決める時との、「重視する福祉のイメージの相違」についても実証的かつ理論的な考察が求められ、今後の課題としたい。

注

- 1) 文中の対立軸はいずれも理念型に過ぎず、あくまでも相対的な相違にすぎない。実際には、複数のセクターのミックスを選好したり、制度的に支持したりする可能性が高いが、あくまでもそのウェイトの大ききの相違をわかりやすくするために、理念型化して表示した。

引用文献

- (1) 下夷美幸1998 家族福祉政策研究の展開と現代的課題 家族社会学研究.10 pp85-110
- (2) 松原二郎『日本型福祉国家の特徴と限界』『社会福祉理論の再検討』第4章 ミネルヴァ書房1992 pp204-211
- (3) 駒村康平『擬似市場論—社会福祉基礎構造改革と介護保険に与えた影響』『福祉の市場化を見る眼』第9章 渋谷博史・平岡公一編 ミネルヴァ書房2004 pp213-214
- (4) 神山英紀『高福祉民営化志向の分析』『福祉社会の価値意識』第11章 武川正吾編 東京大学出版会2006 pp207-222
- (5) 広井良典『日本の社会保障』岩波新書1999 pp127
- (6) Rose,Richard The Welfare State East and West Oxford University Press1986邦訳『世界の福祉国家』木島賢・川口洋子訳1990
- (7) 平岡公一1999 介護保険制度の創設と福祉国家体制の再編——論点の整理と分析視角の提示 社会学評論49-3 pp47
- (8) 田近栄治・油井雄二『介護保険の現状と改革—財政の視点から』『選択の時代の社会保障』第15章 国立社会保障人口問題研究所編 東京大学出版会2003 pp313
- (9) N.Johnson1999 Mixed Economy of Welfare Prentice Hall Europe 邦訳『グローバリゼーションと福祉国家の変容』青木郁夫・山本隆監訳 法律文化社2002
- (10) G・Andersen Social Foundations of Postindustrial Economies Oxford University Press 1999 邦訳『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』渡辺雅男・渡辺景子訳 桜井書店2002
- (11) G・Andersen Welfare State in Transition: National Adaptations in Global Economies Sage Publications 1996 邦訳『転換期の福祉国家』埋橋孝文監訳 早稲田大学出版会2003
- (12) G・Andersen The Three Worlds of Welfare Capitalism Cambridge Polity Press 1990 邦訳『福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態』岡沢憲美・宮本太郎訳 ミネルヴァ書房1999
- (13) Stephens, John D The Scandinavian welfare states :development and crisis Paper delivered at the World Congress of Sociology1994 pp18-23
- (14) 武川正吾『福祉国家の行方』『比較福祉国家論』終章 岡沢憲美・宮本太郎編 法律文化社1997 pp250-275
- (15) 武川正吾『社会政策のなかの現代 福祉国家と福祉社会』東京大学出版会1999 pp83, pp206-207
- (16) 武川正吾『連帯と承認 グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会2007 pp111
- (17) 藤崎宏子『老人福祉サービスの家族要件にみる家族政策のゆくえ』『家族社会学の展開』VI-2 石原邦雄・佐竹洋人・堤マサエ・望月崇共編 培風館1992 pp275
- (18) 藤崎宏子『家族と福祉政策』『福祉政策の理論と実際』第5章 三重野卓・平岡公一編 東信堂2000 pp113-139
- (19) Frazer,N Justice Interruptus New York Routledge 1997 邦訳『中絶された正義』仲正昌樹監訳 御茶の水書房2003
- (20) Sainsbury,D Gender Welfare State Cambridge University Press 1994
- (21) Pierson,P Coping with Permanent Austerity: Welfare State Restructuring in Affluent Democracies Oxford University Press2002 pp421-427
- (22) R・K・Merton Social Theory and Social Structure1958 邦訳『社会理論と社会構造』森吾・森好夫・金沢実・中島龍太郎訳 みすず書房1964
- (23) N・Lauhmann Politische Theorie im Wohlfahrtsstaat Munchen Olzog1981 邦訳『福祉国家における政治理論』徳安彰訳 勁草書房2007
- (24) 渡辺秀樹『家族と社会化』『教育社会学』竹内洋・菊池城司・柴野昌山編 第7章 有斐閣1992 pp138-140
- (25) 角田由佳『介護サービス産業の実態と課題』『医療・介護の産業分析』第1章 国立社会保障・人口問題研究所編 東京大学出版会2000 pp10-21
- (26) 富永健一『社会変動の中の福祉国家 家族の失敗と国家の新しい機能』中公新書2001
- (27) 藤村正之『福祉国家の再編成』東京大学出版会1999 pp19
- (28) 上和田茂『三世同居の持続性と変容』『少子高齢化時代の都市住宅学—家族と住まいの新しい関係』第4章 広原盛明・岩崎信彦・高田光雄編 ミネルヴァ書房200+2 pp55-69
- (29) 直井道子1972 政治的社会化における集団の役割(2) 社会学評論23(1) pp54
- (30) 河野真2004 高齢者ケアのウェルフェアミックス：介護医療システム再編成社会政策学会誌第11号『新しい社会政策の構想』
- (31) 塩野谷祐一『経済と倫理 福祉国家の哲学』東京大学出版会2002 pp245-376
- (32) 平岡公一・小林良二・坂田周一・駒村康平・秋元美世2003 座談会 社会福祉政策研究の現在季刊・社会保障研究38-4 pp280-286